

令和7年10月8日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会
会長 加納 康至
(公印省略)

医療DX推進体制整備加算等の要件について（再周知）

令和7年10月以降の医療DX推進体制整備加算等の要件の見直し（10月からのマイナ保険証利用率の実績要件引き上げ）については、令和7年8月8日付け文書にてご連絡申し上げたところです。

今般、日本医師会より、本件に関しまして下記のとおり再周知の連絡がありました。つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。なお、本件については、10月末発行「社会保険通報」への掲載を予定しております。

記

医療DX推進体制整備加算は、現在、電子処方箋を未導入でも、また、電子カルテ情報共有サービスの導入の予定がなくても、算定可能です。令和7年10月より見直される医療DX推進体制整備加算等の要件も含め、そのポイント等をご案内申し上げます。

1. 医療DX推進体制整備加算について

- オンライン資格確認により取得した診療情報・薬剤情報を実際に診療に活用可能な体制を整備すること等を評価する初診料に対する加算であり、電子処方箋の導入の有無に関わらず算定することが可能です。
- 施設基準において「電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制」を有していることが求められておりますが、これについては令和8年5月31日までは経過措置とされております。

2. 令和7年10月から令和8年5月までにおける「医療DX推進体制整備加算」のマイナ保険証利用率に係る実績要件の見直しについて

- マイナ保険証利用率が上昇していることや、令和7年12月1日に発行済みの健康保険証への経過措置が終了することを踏まえ、今後もより多くの医療機関・薬局で医療

D×推進のための体制を整備いただきつつ、時期に応じたメリハリのある評価とするため、マイナ保険証利用率の実績要件が「令和7年10月から令和8年2月まで」と、「令和8年3月から同年5月まで」の2つの時期に分けて設定されました。

○なお、「小児科特例」については、これまでの年齢階級別の利用実績を踏まえ、対応が継続されます。

【マイナ保険証利用率について】

電子処方箋要件	加算	点数	マイナ保険証利用率		
			R7年4月～R7年9月	R7年10月～R8年2月 (実績要件の引上げ①)	R8年3月～R8年5月 (実績要件の引上げ②)
あり	加算1	12点	45%	60%	70%
	加算2	11点	30%	40%	50%
	加算3	10点	15%	25% ※2	30% ※3
なし	加算4	10点	45%	60%	70%
	加算5	9点	30%	40%	50%
	加算6	8点	15% ※1	25% ※2	30% ※3

【小児科特例について】

- ※1 小児科外来診療料を算定している医療機関であって、かつ前年（令和6年1月1日から同年12月31日まで）の延外来患者数のうち6歳未満の患者の割合が3割以上の医療機関においては、令和7年4月1日から同年9月30日までの間に限り、「15%」とあるのは「12%」とする。
- ※2 ※1の条件を満たす医療機関においては、令和7年10月1日から令和8年2月28日までの間に限り、「25%」とあるのは「22%」とする。
- ※3 ※1の条件を満たす医療機関においては、令和8年3月1日から令和8年5月31日までの間に限り、「30%」とあるのは「27%」とする。

3. マイナ保険証利用率について

○マイナ保険証利用率とは、「レセプト件数ベースマイナ保険証利用率」であって、社会保険診療報酬支払基金よりメールでお知らせがあり、また医療機関等向け総合ポータルサイトでも確認できるものです。

○医療D×推進体制整備加算を算定する際には、以下のとおり算定月の3月前とその前月および前々月の利用率のうち、最も高い率を用いることが可能とされております。

【医療D×推進体制整備加算 マイナ保険証利用率の実績要件について】

算定月	実績要件	利用率の対象月（最も高い利用率を採用）		
令和7年8月の算定	利用率15%以上	令和7年3月	令和7年4月	令和7年5月
令和7年9月の算定		令和7年4月	令和7年5月	令和7年6月
令和7年10月の算定	利用率25%以上 (実績要件の引上げ①)	令和7年5月	令和7年6月	令和7年7月
令和7年11月の算定		令和7年6月	令和7年7月	令和7年8月
令和7年12月の算定		令和7年7月	令和7年8月	令和7年9月

令和8年 1月の算定	利用率 30%以上 (実績要件の引上げ ②)	令和7年 8月	令和7年 9月	令和7年 10月
令和8年 2月の算定		令和7年 9月	令和7年 10月	令和7年 11月
令和8年 3月の算定		令和7年 10月	令和7年 11月	令和7年 12月
令和8年 4月の算定		令和7年 11月	令和7年 12月	令和8年 1月
令和8年 5月の算定		令和7年 12月	令和8年 1月	令和8年 2月

※令和8年3月以降に実績要件が引き上げられる場合に備え、各医療機関におかれましては、令和7年12月までにマイナ保険証利用率が上がるよう、引き続き院内掲示や声掛け等により改めて患者さんにご案内いただくことが重要となります。院内掲示用のポスターについては、日本医師会ホームページ（メンバーズルーム）や厚生労働省のホームページにも掲載しておりますので、ご活用ください。

【電子処方箋要件なしの場合の算定例】

算定月	実績要件	マイナ保険証利用率 (最も高い利用率を採用)			医療DX推進 体制整備加算
		令和7年7月	令和7年8月	令和7年9月	
令和7年12月	利用率 25%以上 (実績要件の引上げ ①)	令和7年7月 40%	令和7年8月 23%	令和7年9月 24%	加算5 [9点]
令和8年1月		令和7年8月 23%	令和7年9月 24%	令和7年10月 27%	加算6 [8点] ※区分変更の届出不要
令和8年2月		令和7年9月 24%	令和7年10月 27%	令和7年11月 28%	加算6 [8点]
令和8年3月	利用率 30%以上 (実績要件の引上げ ②)	令和7年10月 27%	令和7年11月 28%	令和7年12月 29%	算定なし ※届出の取下げ不要
令和8年4月		令和7年11月 28%	令和7年12月 29%	令和8年1月 31%	加算6 [8点]

(参考) 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16745.html

〔院内掲示用ポスターの例〕

とっても簡単! **マイナンバーカード**

1 受付
マイナンバーカードをカードリーダーに置いてください。

2 本人確認
顔認証または4桁の暗証番号を入力してください。

3 同意の確認
診察室等での診療・処方・健診情報の利用について確認してください。

4 受付完了
お呼びするまでお待ちください。

カードを忘れずに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。

厚生労働省 日本医師会 日本歯科医師会 日本薬剤師会

ぜひ、一度使ってみませんか？
マイナンバーカードの保険証利用

マイナンバーカードの保険証利用にはさまざまなメリットがあります！

Point!
薬剤情報等の提供に同意をすると、
データに基づく適切な医療が受けられる!
さらに、健康保険証で受診した場合と比べて、
初診時等の窓口負担が低くなる!

Point!
健康保険適用認定等がなくても、
手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除!

詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認ください。
詳しくは、マイナンバーカード 保険証利用

厚生労働省 日本医師会



4. 届出様式について

○ 届出様式の一例を以下にお示しいたしますので、適宜ご参照ください。

様式 1 の 6

医療DX推進体制整備加算の施設基準
に係る届出書添付書類

(□には、適合する場合「✓」を記入すること)

施設基準		
1	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求が実施されている	✓
2	健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認(以下オンライン資格確認)を行う体制が整備されている	✓
3	オンライン資格確認等システムの活用により、患者の薬剤情報、特定健診情報等を診療を行う診察室、手術室又は処置室等において、医師等が閲覧又は活用できる体制が整備されている	✓
4	「電子処方箋管理サービスの運用について」に基づく電子処方箋により処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制が整備されている	□
5	国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制が整備されている	□
6	医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している	✓
7	医療DX推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等についてのウェブサイトへの掲載を行っている	□
8	令和6年1月1日から同年12月31日までの延外来患者数のうち6歳未満の患者割合が3割以上である	□

[記載上の注意]

- 「4」については、令和7年4月1日以降に当該加算1～3を算定する場合に記載すること。
- 「5」については、令和8年6月1日以降に算定を開始する場合に記載すること。
- 「5」については、令和8年5月31日までの間に限り、当該基準を満たしているものとみなす。
- 「7」については、自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。
- 「8」については、小児科外来診療料を算定している医療機関であって、医療DX推進体制整備加算3及び6のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率として、令和7年10月1日から令和8年2月28日までの間において「25%」とあるのを「22%」と、令和8年3月1日以降において「30%」とあるのを「27%」とする場合に記載すること。

オンライン請求のことです

受付で取得した情報を電子カルテシステム等を通じて診察室でも確認できるような院内ネットワークが構築されている場合だけでなく、受付と書面でやりとりする場合も含まれます

ここに「✓」を記入しなくても(つまり、電子処方箋を導入していなくても)医療DX推進体制整備加算4～6を算定できます

令和8年5月31日まではここに「✓」を記入する必要はありません

自ら管理するホームページ等を有しない医療機関は、ここに「✓」を記入する必要はありません

小児科外来診療料を算定しない医療機関は、この欄は関係ありません

以上、よろしくお願ひいたします。

担当事務局：大阪府医師会 保険医療課 電話 06-6763-7001